PCB 含有ポリサルファイド系 シーリング材の取扱いについて

PCB含有シーリング材を使用している建物の解体,またはPCB含有シーリング材使用部分の改修(補修)によって撤去されたシーリング材はポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物として取り扱う必要があります。解体時または改修(補修)時に撤去したシーリング材は建物所有者(事業者)が適正に保管し、その数量等を毎年都道府県知事等に届け出なければなりません。

2015 年 12 月 日本シーリング材工業会

《日本シーリング材工業会》

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 翔和須田町ビル9階

Tel.03-3255-2841 Fax.03-3255-2183 E-mail: info@sealant.gr.jp URL: http://www.sealant.gr.jp 朝日新聞2003年4月19日付夕刊に、有害化学物質として1972年(昭和47年)に製造中止となったポリ塩化ビフェニル(以下PCBと言う)が、1972年以前に施工されたポリサルファイド系シーリング材に含まれているとの記事が報道されました。当工業会では、当時のシーリング材の使用量や使われ方から見て、それらの建物が現状のまま使用されても、現在ならびに今後とも環境や人体に対する影響はないと考えていますが、廃棄等の取扱いについては、法規制の適用を受けることになります。このリーフレットは、建物所有者の皆様にPCB含有ポリサルファイド系シーリング材の確認と対処のしかたについてお知らせするものです。

1. PCB含有ポリサルファイド系シーリング材と建物所有者の責務

建物所有者は、PCB含有ポリサルファイド系シーリング材を使用した建物を改修(補修)または解体する場合、PCB廃棄物特別措置法によって、毎年度、都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に保管量等を届け出ることが義務付けられているほか、廃棄物処理法に従ってPCB廃棄物を適正に処理する必要があります。

PCB廃棄物の規制に関する法律(抜粋)-

(1) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13年6月 22日法律第65号) |

事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は,毎年度,環境省令で定める ところにより,そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し,環境 省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- ② 改修 (補修)・解体工事のため撤去されたPCB含有ポリサルファイド系シーリング材も同じ扱いとなります。
- (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(平成27年7月17日政令第275号)」 ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。
 - ②PCBを含む廃棄物については、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物に規定され、保管基準等が定められています。また、高濃度PCB廃棄物に分類されるPCB含有ポリサルファイド系シーリング材については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処理が行われますが、PCB廃棄物処理基本計画(平成26年6月変更)により、定められた期限までに処理を完了しなければなりません。

2. PCB問題の経緯

PCBは、1881年(明治14年)にドイツで開発され、その電気特性/化学的安定性/難燃性などの特徴により電気関係を中心に用途が拡がり、国内では1954年(昭和29年)に国産化され、種々の産業に多用されました。

しかし、1968年(昭和43年)に発生した「カネミ油症事件」によりその毒性が社会問題化し、1972年(昭和47年)に通産省(当時)がPCBの使用自粛を通達、さらに1973年(昭和48年)の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定により、1974年(昭和49年)以降はPCBの製造・輸入などが原則禁止となりました。

3. 建築用シーリング材とPCB

建築用シーリング材には、シリコーン系、変成シリコーン系、ポリウレタン系など種々のものがありますが、PCBを含有しているシーリング材は1972年(昭和47年)までに製造されたポリサルファイド系シーリング材に限定されます。

建築用ポリサルファイド系シーリング材は、1940年代に米国で開発され、1958年(昭和33年)に米国から輸入を開始、さらに1963年(昭和38年)から国産化されました。当時の建築用ポリサルファイド系シーリング材には、一般的に可塑剤(柔軟性を付与するために配合する材料)としてPCBが使用されていました。しかし、1972年1月のPCBの使用自粛通達に従い使用を中止したため、1973年以降に製造されたシーリング材にはPCBは含まれていません。したがって、1973年以降に着工された建物にはPCB含有シーリング材は使用されていません。

4. PCB 含有シーリング材の判定と取扱い

建物所有者が、建物の改修(補修)または解体に際して、シーリング材にPCBが含まれているか否かを判定する場合は、次頁のフローに基づいて実施することをお勧めします。

なお、改修(補修)または解体に伴い撤去されたPCB含有シーリング材は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて、建物所有者が保管し、都道府県知事等への届け出などを行う必要があります。

PCB 含有シーリング材の判定・取扱いフロー

